

天海訴訟を支援する会

ニュース 2021/9/15 No. 33

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621
<http://amagai65.iinaa.net/>

会費・カンパ等 振込先
〒振替 00260-0-87731
「天海訴訟を支援する会」
通信欄に「会費」「カンパ」等一言を

不当判決をこのままにさせない 10/13(水)東京高裁 第1回口頭弁論

午後1時 裁判所前で集会

裁へ提出します。

2時30分開廷 101号法廷

閉廷後報告集会：参議院会館

いよいよ東京高裁で控訴審が始まります。憲法も法律も無視した「自助公助論」をもとに発せられた千葉地裁の不当判決を覆し、逆転勝訴を勝ち取らなければなりません。

どうぞ皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

公正な判決を求める署名

9/6現在、団体807筆、個人3,829筆、合計4,636筆をお寄せいただいています。ご協力ありがとうございます。お手元に署名済み用紙がある方は9/25までに届くようにお願いします。10月1日に東京高



原告 天海正克さん



東京高等裁判所

地下鉄丸ノ内線「霞が関」下車
A1 出口すぐ前 (エレベータ有)

報告集会

参議院議員会館会議室

地下鉄丸ノ内線「国会議事堂前」下車
(霞ヶ関駅から一つ目)

1 番出口または
2 番出口 (エレベータ有) から徒歩5分
または地下通路で議員会館へ

目次

- P2……逆転勝利を目指して 天海
- P3……勝訴に向けて頑張りましょう 八田
- P4……裁判の争点と意義 弁護団 向後
- P5……応援メッセージ
- P7……会費・カンパのお願い
- P8……傍聴、報告集会ご案内

介護保険優先・65歳問題訴訟の高裁「逆転勝利」をめざして

2021年5月18日に千葉地裁で言い渡された判決は、私たちの訴えをすべて却下し、憲法をふみにじるだけでなく、「基本合意」や厚生労働省の通知や事務連絡を無視して、千葉市の主張を全面的に支持する不当判決でした。この判決の背景に、経済をすべてとする国の新自由主義施策への忖度があることは明らかです。

日常生活に介護が不可欠な重度の障害者が、すべての行政サービスをはく奪され、まるで砂漠の真ただ中に放り出されてしまったような仕打ちを受けたのにもかかわらず、判決は障害者の生活をかえりみず「手続きに協力しない障害者はこのような状況に置かれるのは当然である」と言わんばかりの内容には驚くばかりです。

地方自治法により「住民の福祉の増進を図る」責務のある地方公共団体としての千葉市の責任についても全く顧みられていません。

こんなにひどい不当判決では、高齢障害者の人権は守られないと、ただちに東京高裁に控訴しました。

私は、2014年7月13日に満65歳を迎えました。

千葉市から「介護保険を申請しろ」と何度も言われましたが、私は、障害者の社会参加を目的とする「障害者福祉」と、高齢者の安心・安全な生活を維持するための

天海訴訟 原告 天海 正克

「介護保険」との違いや、障害者運動で勝ち取った自立支援法違憲訴訟団の「基本合意」などの成果を無にしたいことなどを話し、介護保険申請を断りました。

そうしたら8月1日からすべての介護は打ち切られ、全額自己負担となり、月に14万円もの利用料がかかってしまい、やむを得ず介護保険を申請しました。

しかし、泣き寝入りはできないと2015年11月に千葉市を相手に千葉地裁に提訴してから6年になります。

3年前の岡山の浅田さんの勝利とは真逆の結果になってしまいましたが、東京高裁においては逆転勝利判決を私たちの運動で勝ち取りたいと思います。

障害者の生活や尊厳より経済社会の誤ったルールを重んじる地裁判決は許さない。

自分の意にそぐわないと障害者の命綱である介護をバッサリ打ち切り、何のためらいもなく自己負担をおしつける千葉市は許さない。

「自助・共助・公助」の誤ったルールを私たちの運動で正していきたい。

日本国憲法・障害者権利条約・障害者基本法などに年齢制限はありません。

65歳になったからといって、障害者福祉給付を打ち切ることは絶対に許せません。

また、障害者がどこに住み、どんな生活を送るかは障害者自身が決定することです。障害者が社会参加を望むのであれば、障害者福祉給付の継続を保障すべきです。

私は、障害者自立支援法違憲訴訟の闘いで原告団と国が取り交わした「基本合意」と障害者自立支援法の応益負担反対の運動から障害者団体が共同して作り出した「骨格提言」の実現を求めて、今日ご参加いただいている皆さんをはじめ、応援してくれる方々とともに運動を続けていきます。

そして、障害者総合支援法第7条の介護保険優先原則を撤廃させ、介護保険制度を

抜本的に見直し、利用料無料を実現させていきたいと思います。

なお東京高裁での第1回口頭弁論が10月13日14時30分から開廷されることになりました。

私たちは東京高裁に向けて公正判決を求める団体署名・個人署名・ネット署名を、9月20日までに集約するよう呼び掛けていますので、ご協力をお願いいたします。



いよいよ高裁、勝訴に向けて頑張りましょう

天海訴訟を支援する会 代表 八田英之

10月13日東京高裁で天海訴訟の控訴審第1回公判が開かれます。

千葉地裁の判決は本当に残念な不当なものでありました。私は、千葉県自治体問題研究所の理事長をしており、その立場から高裁に対して意見書を書きました。そのすべてをここで紹介することはできませんが、特に強調したかったことは、「障害者が65才になって行政から介護保険に移るように言われた時、負担の増加など様々な理由で移りたくないと思って介護保険の認定を受けなかった場合、千葉地裁はそれだけで障害の給付を打ち切るべきである」としたことです。

今、多くの自治体では、この場合、障害者の生存権を守る立場から、様々な事情を考慮して障害の給付を継続するというやり方をしています。千葉地裁の判決はこうした自治体の住民の生存権を守る努力を踏みにじるものです。高裁でこの判決が認められたなら、その全国的な行政に対するマイナスの影響ははかりしれません。断固として高裁で逆転勝利を勝ち取りましょう。

皆様のこれまでに倍するご支援を心から訴えます。

天海訴訟 裁判の争点と意義

天海訴訟弁護団 向後 剛

第1 裁判の争点

控訴審における主な争点は、次のとおり
だと思えます。

1 原判決の判断（要介護状態にあるもの
であることが見込まれる65歳以上の障害
者が要介護認定の申請をしないときは、要
介護認定の申請をしないことに正当な理由
がない限り、市町村は、障害福祉サービス
による介護給付費の支給申請を不適法なも
のとして却下することができる。）は正し
いか否か。

2 65歳以上の障害者が、要介護認定の
申請をしていない段階で、障害福祉サー
ビスの居宅介護に相当するサービスを「受け
ることができる」（それゆえ居宅介護サー
ビスを支給しない。）といえるか否か（障
害者総合支援法7条の解釈の問題）。

3 障害者を何も給付が受けられない状況
に追い込む障害福祉サービスの支給申請却
下処分が許されるか否か（障害者の人権問

題を背景とした行政権の裁量権逸脱・濫用
の問題）。

第2 裁判の意義

私は、この裁判の意義を以下のように考
えています。

行政の言うことを聞かないからといっ
て、行政が障害をもつ人を何も給付が受け
られない状況に追い込んではいけない。裁
判を通じて、法の問題としても、そうであ
ることを明らかにする。

それが行政権による人権侵害に対する歯
止めとなる。そして、社会において、障害
をもつ人の権利を発展させる1つの重要な
きっかけになりうる。

少なくない人々の注目を集めているこの
裁判の結果は、障害をもつ人の権利のため
の運動に、大きな影響を与える。

控訴審に向けて、皆様の益々のご支援を
お願い致します。

応 援 メ ッ セ ー ジ

多くの方から、天海訴訟控訴審に対する温かくも心強い応援の言葉をお寄せいただきました。有難うございました。

紙面の関係でそのうちの一部を掲載いたします。 (順不同、敬称略)

.....

天海さんの身を挺した訴えを、手の届く場所で聞いてきた裁判官が、何を持って不当極まりない判決を下したのか。命に関わる余りの不条理に対し、あらゆる知恵と力を結集して、憲法に基づく判決を必ず勝ち取りましょう！止まる訳にはいきません。署名のうねりを拵げに拵げましょう！！

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

会長 新井 たかね

.....

障害者も、健康で文化的な生活を営む権利があり、その必要に応じて福祉サービスを選び組み立てる必要があります。福祉サービスを選び組み立てることは、健康で文化的な生活を営むために保障されるべき必須の権利です。

しかし今回の千葉地裁判決は、障害者も65歳になったら強制的に介護保険に移行しなければならない、それに従わない場合は障害福祉サービスを打ち切ってもよい、というものです。日本の社会福祉は公費によるものより保険によるものが主であり、これに対する選択はない、という社会福祉の法文にもない根拠を持ち出しての暴論です。

浅田訴訟判決を180度ひっくり返す、そして政府与党が進める障害福祉の介護保

険吸収合併施策を推進する、社会福祉の公的責任をなくし私保険化を推進するものでしかありません。

何としても高裁で逆転判決を出さねばなりません。

日本障害者センター 理事長 峰島 厚

.....

なぜこのような判決が出たのかとても疑問であり、法令に基づかない判決は法治国家にあるまじき内容です。

千葉市が天海さんの障害福祉サービスを打ち切ったことが法律上合法なのか、裁量の範囲内なのかが争点であったはずですが、判決は天海さんが行政に従わないからサービスを打ち切るのは当然だという事に争点ずらしがされているように思います。

さらに、「障害者総合支援法には規定はないが」とわざわざ前置きし、他の法律に規定があるので準用して行政処分を正当化させる手法が繰り返される異常さ、日本の社会保障は保険が優先なのだから、公費を使う障害福祉サービスを使わせるのは不公平だと、憲法や法律に規定されていないことを根拠にする、厚生労働省が全国自治体に通知している「介護保険との適用関係通知」や「支給事務取扱要領」にも反するような内容になっていることは驚きです。

この判決が確定するようであれば、障害者は、法の下での平等から外され、行政に服従を求められてしまいます。東京高裁には、公平公正な判断を求めます。

全国肢体障害者団体連絡協議会

会長 渡邊 覚

.....

障害者が65歳を超えると、65歳以上の高齢者ではなく一部の要介護者との公平性から介護保険を利用するのは当然であるという主張こそ、障害者差別そのものではないでしょうか。私たちは、千葉地裁が天海さんに下した不当な判決を認めるわけにはいきません。東京高裁での逆転判決を勝ち取るため、天海訴訟を応援します。

日本医療労働組合連合会
中央執行委員長 佐々木 悦子

.....

障害者総合支援法第7条による介護保険優先原則で、65歳になったら障害者サービスを打ち切る千葉地裁の天海正克さんに対する判決は、許されないものです。

これは「65歳の壁」として全国の障害者と共通する問題です。障害者を年齢で差別するようなことはあってはならないことです。憲法と法律に基づく公正な判決を求めます。

中央社会保障推進協議会
代表委員 住江 憲勇

.....

障害者総合支援法第7条による介護保険優先原則で、65歳になったら障害者サービスを打ち切る千葉地裁の天海正克さんに対する判決は許せません。

障害者の方の多くは低所得者で、40歳を過ぎても生活を親に頼らなくてはいけないのが実態です。さらに障害者の支援は介護保険だけでは間に合いません、上限まで使いさらに支給を受けている方が7割です。『障害者を年齢で差別しない』、憲法と法律に基づく公正な判決を求めます。

中央社会保障推進協議会
代表委員 山田 智

.....

コロナ禍において、いのちと人権を守るケアの重要性が明らかになる中、千葉地裁の判決が下されました。いま司法が果たすべき責任は、憲法13条、25条にもとづき、天海さんの訴えを認めることです。

浅田訴訟を踏襲せず、法的整合性を欠く意図的とも思える今回の不当判決は、断じて許せません。天海さんの決意とご奮闘に敬意を表し、東京高裁で正当な判決を勝ちとるために、福祉保育労も微力ながら奮闘いたします。

全国福祉保育労働組合
中央執行委員長 土田 昭一

.....

天海訴訟千葉地裁判決の不当性に抗議し高裁での法と人権に基づく慎重な審理を求めます

千葉地裁判決にはまず、障害を持つ人固有の困難とニーズへの無理解があります。厚労省は市町村に示す事務処要領において2013年度以降繰り返し「介護保険優先の捉え方」に関して、障害者「心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから」「当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、当該介護保険サービスを優先的に利用するものとする」と念を押してきました。それを吟味しないことは障害者のニーズと障害者総合支援法の理念へ無理解を露呈するものです。

社会保険が公費による制度に優先するという論拠も、介護保険に公費が投入されていることを無視し、政府の政策判断に安易に依拠することで障害者固有のニーズへの

無理解をごまかす理屈です。さらに「要介護認定への協力の拒否」を理由に総合支援法のサービスの打ち切りを容認したことは、本人の不安の根拠を聞く姿勢を欠いた差別的強権的行政執行を是とするものです。

それは障害者差別解消法第七条が禁じている行政機関等による差別にあたる行為を行政と裁判所が行ったと断ぜざるをません。

総合社会福祉研究所理事長

・立命館大学特任教授 石倉 康次

天海さんが当然の権利として受けられるべき障害福祉サービスを奪ってしまう差別的な千葉地裁判決に強く抗議します。障害は自己責任ではありません。誰もがその人らしく生きるための保障がなされるべきで、それは憲法に明記されています。つまりこの裁判は障害者福祉のみならず、社会保障行政にかかわる重要な裁判です。東京高裁での公正な判決を求めます。みんなの声と運動で「65歳の壁」を乗り越えましょう。

社会福祉経営全国会議 会長

・大阪福祉事業財団 理事長 茨木 範宏

振込用紙に添えられたメッセージです

◎障害者が65歳になっても急に障害がなくなるわけではありません。頑張ってください（岡山）

◎最高裁まで闘いましょう！（松戸）

◎不当判決！あんまりです。国連憲章、国連人権規約、障害者権利条約を批准している国の裁判所でしょうか。（船橋）

◎諦めず、体に気を付けて頑張りましょう（市川）

◎天海訴訟も国民すべての人のための裁判です。頑張りましょう。（広島）

◎高裁での必勝を！（京都）

会費・カンパのお願い

裁判は東京高等裁判所に舞台を移しました。

途切れることなく全国各地から多くの方、団体から支援が寄せられています。

6月以降80万円超の額となっています。

誠にありがとうございます。

大変心強く感じ、感謝しております。

紙面を借りてお礼申し上げます。

今後とも裁判費用、支援活動の経費等に充てるため、ご協力をお願いいたします。

振込先

〒振替 00260-0-87731

「天海訴訟を支援する会」

通信欄に「会費」「カンパ」等を、またメッセージなども一言あるとうれしいです。



千葉地裁の不当判決を

このままにはさせない！

10/13(水) 東京高裁 第1回口頭弁論

午後1時 裁判所前で集会

宣伝カーを配置して、裁判前の集会を行います。



2時30分開廷 101号法廷(1階)

傍聴席は通常98席ありますが、コロナ流行の影響で半数程度に制限される可能性があります。制限数を超えた場合は抽選になります。入れない方が生ずるかもしれませんが、裁判前集会、報告集会もありますので、多数のご来場をお願いいたします。

閉廷後 報告集会：参議院会館

一駅ですが、地下鉄で移動します。会館入り口で支援する会担当者から入館証を受け取ってください。1階102号室です。移動の状況を見ながら15:30をめぐりに始めます。集会の様子をライブ中継します。

ライブ視聴申し込みアドレス

<https://bit.ly/3k9XZS1>

多くの方のご参加を お願いします

東京高等裁判所

地下鉄丸ノ内線「霞が関」下車
A1出口すぐ前(エレベータ有)



報告集会

参議院議員会館 1階102号

地下鉄丸ノ内線「国会議事堂前」下車
(霞ヶ関駅から一つ目)

1番出口または

2番出口(エレベータ有)から徒歩5分
または地下通路で議員会館へ

